

第3期酒田市地域福祉活動計画中間見直しについて（報告）

1 見直しにあたって

地域共生社会の実現に向けて平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び、②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念が明記されました【社会福祉法第4条第2項】。

本中間見直しでは、この理念とそれに関連する法改正等に基づき、今後、市社協が事業実施するにあたって、必要となる項目を修正・付加します。

2 見直し内容

(1) 地域共生社会実現に向けた社会福祉法等の改正を受けて

③ 地域での「新たな支え合い活動」の取組推進

→追加：実施項目③地域での多機関協働による相談体制づくり等の検討

19 新たな地域課題への対応

旧：実施項目⑤その他新しい地域課題対応の検討、協力

→新：実施項目⑤地域の様々な生活課題への対応の強化

【考え方】

国の示す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のためには、住民に身近な圏域における、地域生活課題について分野を超えて相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制整備と関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備が必要されています。

具体的には、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握、地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築が求められています。

市社協では、小地域（例えば、学区・地区）を単位にした多機関協働による相談体制づくりや地域の関係機関・団体とのネットワークの構築を①新・草の根事業の包括的見直し、⑬多様な主体との連携の推進、⑭社会福祉法人等への地域公益活動参加の働きかけ等とともに検討します。

また、市社協自身も②市社会福祉協議会の基盤強化の継続、③市社会福祉協議会職員の専門性の向上を通して、引き続き、コミュニティソーシャルワークの向上や社協内相談窓口の連携と対応力の向上に努めるとともに、

部所間横断の総合相談支援体制づくりを検討し、制度の狭間にあり、既存制度では対応が難しい、様々な生活課題への対応の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用促進法の施行を受けて

20 福祉サービス利用援助事業・成年後見事業の拡充

旧：実施項目③市民後見人育成事業の事前調査と検討

→新：実施項目③「中核機関」(成年後見センター等) 設置等に向けた働きかけ

【考え方】

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村はこの法律に基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って、「中核機関」の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これにより、市民後見人育成だけでなく、専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う成年後見制度利用を支援する「中核機関」の設置が各市町村に求められています。

県内では既に山形市や天童市においてそれぞれの市社協がその役割を持つ成年後見センターが受託設置しています。当社協においても「中核機関」(成年後見センター等) 設置に向けて、これまでの法人後見実施や後見相談の実績を踏まえ、市社協自身での受託も視野に入れ、市関係課との協議等を開始します。

3 その他

本見直しでは、改めて実施項目の修正・付加することとはしませんが、当初計画策定時には、想定されなかった以下の内容についても念頭に、引き続き計画に基づく、事業実施に努めてまいります。

○自立相談・就労準備・家計改善各事業の一体的実施に向けた検討

→**18** 生活困窮者自立支援事業の拡充にて引き続き実施

○子どもの学習支援、子ども食堂、子どもの居場所づくり等の取組への協力

→**9** 市社会福祉協議会ならではの子育て支援、**21** 共同募金活動の拡充と改善にて引き続き実施

○地域福祉計画の充実(福祉の上位計画としての位置付け等)への働きかけ

→**13** 多様な主体との連携の推進(中の実施項目③市関係課との連携強化)にて引き続き実施

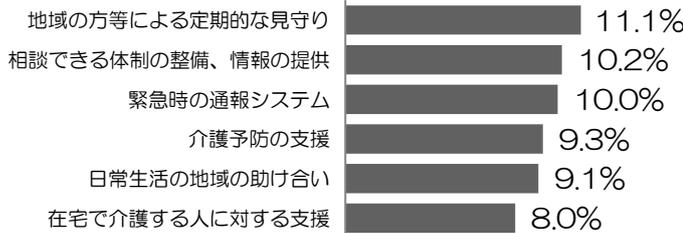
3 地域での「新たな支え合い活動」の取組推進

| | | | |
|------|---------------------|--------------|---|
| 基本目標 | I つながりを大切にし共に支え合うまち | 目標の実現に向けた取組み | 2.自治会活動の推進 3.地域福祉の拠点(組織)づくり |
| | III 地域福祉サービスの充実したまち | | 2.住み慣れた地域で安心して生活していくための支援 3.適切な福祉サービスの提供 4.地域社会での孤立防止 |

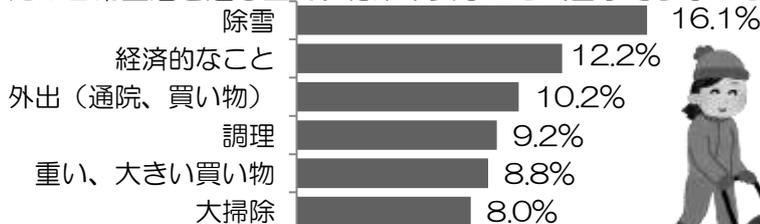
- 除雪や通院、買い物のための移動手段など、日常生活の困りごとを抱える高齢者等は増加しています。住み慣れた地域で生活していくためには、地域住民同士での新たな支え合いの仕組みが必要ですが、地域ごとに課題が異なるため、地域の実態に即した仕組みをつくりあげる必要があります。この仕組みが、地域での「新たな支え合い活動」です。
- 市社協は、地域とともに、課題の把握と共有、解決策の検討を進めています。「琢成学区」「日向地区」での実践に続き、「南遊佐学区」で検討を開始し、宮野浦学区や本楯地区のように自主的にNPO法人を組織した地域も出始めています。
- 市社協では、この活動の介護保険法改正による新しい総合事業への移行の可能性も視野に入れ、他学区・地区でも課題把握を進め、市のすべての地域で、地域に必要とされる「新たな支え合い活動」が実施されることを目標に支援を行います。

アンケート結果

問 住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要と思われることをお答えください。



問 あなたが日常生活を送る上で、将来不安なこと(困りそうなこと)はどんなことですか。



市民の声 ~地区懇談会より~

- ◆地区に買い物できるお店は1軒しかない。農協が撤退するとなるとお金もおろせなくなる。
- ◆買い物、医者への通院に困っている。るんるんバス、デマンドタクシーは使いにくい。

除雪や移動手段に困る声が多い中、日常生活の地域での助けあいに期待する声もあります。

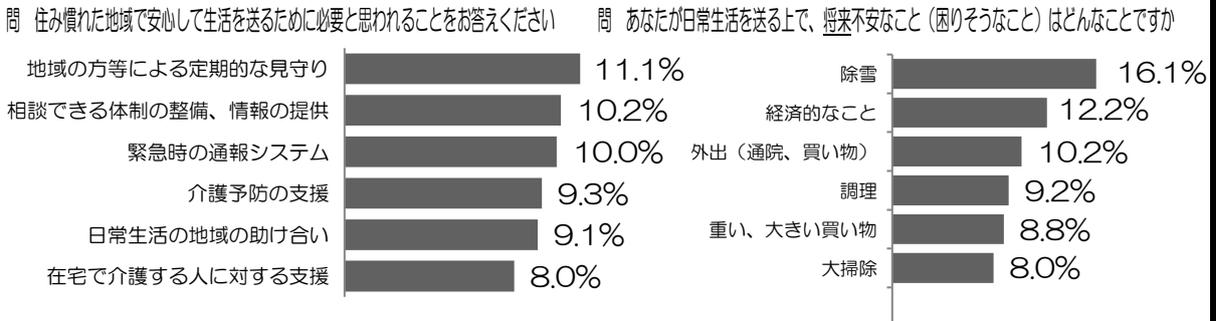
| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------|-------------------------------|------|------|------|------|
| ①地域での新たな支え合いの仕組みづくり支援 | 【継続実施】課題把握の研修会開催や新たな仕組みづくり支援 | | | | |
| | 取組実施、総合事業への移行検討、移行 | | | | |
| ②地域の既存機関・団体との地域の協働検討 | 【継続支援】地域のボランティア、NPO法人等との協働の検討 | | | | |
| | 協働実施、連携した総合事業への移行検討、移行 | | | | |

3 地域での「新たな支え合い活動」の取組推進

| | | | |
|------|---------------------|--------------|---|
| 基本目標 | I つながりを大切にし共に支え合うまち | 目標の実現に向けた取組み | 2.自治会活動の推進 3.地域福祉の拠点(組織)づくり |
| | III 地域福祉サービスの充実したまち | | 2.住み慣れた地域で安心して生活していくための支援 3.適切な福祉サービスの提供 4.地域社会での孤立防止 |

- 除雪や通院、買い物のための移動手段など、日常生活の困りごとを抱える高齢者等は増加しています。住み慣れた地域で生活していくためには、地域住民同士での新たな支え合いの仕組みが必要ですが、地域ごとに課題が異なるため、地域の実態に即した仕組みをつくりあげる必要があります。この仕組みが、地域での「新たな支え合い活動」です。
- 市社協は、地域とともに、課題の把握と共有、解決策の検討を進めています。「琢成学区」「日向地区」での実践に続き、「南遊佐学区」で検討を開始し、宮野浦学区や本楯地区のように自主的にNPO法人を組織した地域も出始めています。
- 市社協では、この活動の介護保険法改正による新しい総合事業への移行の可能性も視野に入れ、他学区・地区でも課題把握を進め、市のすべての地域で、地域に必要とされる「新たな支え合い活動」が実施されることを目標に支援を行います。
- 国が目指す地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のためには、多様で複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による「把握」が重要とされていることから、地域での相談体制づくり等の検討を開始します。

アンケート結果



市民の声 ～地区懇談会より～

- ◆地区に買い物できるお店は1軒しかない。農協が撤退するとなるとお金もおろせなくなる。
- ◆買い物、医者への通院に困っている。るんるんバス、デマンドタクシーは使いにくい。

除雪や移動手段に困る声が多い中、日常生活の地域での助け合いに期待する声もあります。

| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------------------|---|------|------|----------------------------|------|
| ①地域での新たな支え合いの仕組みづくり支援 | 【継続実施】課題把握の研修会開催や新たな仕組みづくり支援 取組実施、総合事業への移行検討、移行 | | | | |
| ②地域の既存機関・団体との地域の協働検討 | 【継続支援】地域のボランティア、NPO法人等との協働の検討 協働実施、連携した総合事業への移行検討、移行 | | | | |
| ③地域での多機関協働による相談体制づくり等の検討 | (中間見直しによる追加項目) | | | 市社協内での検討、学区・地区社協等での体制づくり実施 | |

19 新たな地域課題への対応

| | | | |
|------|---------------------|--------------|------------------------------|
| 基本目標 | I つながりを大切にし共に支え合うまち | 目標の実現に向けた取組み | 1.地域住民の交流の場づくり |
| | II 安全で安心して暮らせるまち | | 2.自主防災・防犯体制の充実 |
| | III 地域福祉サービスの充実したまち | | 4.地域社会での孤立防止 5.生活困窮者の自立支援 |

- 自殺者の増加、高齢者を標的にした悪質商法・特殊詐欺事件、若年無業者（ニート）の増加、ひきこもり者の問題、地域での空き家やゴミ屋敷問題、犯罪者や非行少年への福祉的支援など地域社会では新たな課題が顕在化しています。
- 市社協では、自殺予防対策として「こころのサポーター養成講座」を学区・地区社協で開催し、生活自立支援センターさかたでは、若年無業者（ニート）やひきこもり者に対する相談及び就労支援などを行っています。
- これらの問題には、市及び関係機関・団体との連携した対応が必要です。場合によっては、地域での理解を得ながら、地域住民と協力して対応する必要があります。市社協では、各問題に対し、支援を実施し、問題解決を図るとともに、地域での啓発活動、関係機関・団体の取組みに協力します。

市民の声 ～地区懇談会より～

- 地域の若者でひきこもり、ニートはいる。
- お年寄りのひきこもりは増えているようだ。話を聞いてくれない。
- 訪問しても出てこない。中高年のひきこもりが多くなっている。
- ニートやひきこもりをどこまで把握しなければならないのか、
- 個人情報の取り扱いで悩んでしまう。声かけしても家から出てくれるまでが課題。



山形県内のひきこもり状況

| 人数 (15～39歳) | 山形県全体 | 村山地区 | 置賜地区 | 最上地区 | 庄内地区 |
|----------------|--------|------|------|------|------|
| 人数 | 1,607人 | 693人 | 356人 | 106人 | 452人 |

(山形県 平成25年民生委員・児童委員・主任児童委員アンケート調査結果より)

高齢者を含む「ひきこもり」「ニート」に関する声が多くあり、対応を重視する必要があります。

| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------|--|------|------------------|------|------|
| ①自殺予防対策事業への協力と連携 | 【継続実施】こころのサポーター養成講座や傾聴講座への協力、見守りネットワーク支援事業の活用検討 | | | | |
| ②悪質商法等の啓発と被害防止活動への協力 | 【継続実施】消費者活動への協力、学区・地区社協合同研修など地域における自主的な啓発、研修活動等の支援 | | | | |
| ③ニート、ひきこもり者に対する支援等の実施 | 【継続実施】相談支援の実施、関係機関・団体との連携強化、ひきこもりサポーター養成講座への協力 | | | | |
| ④更生保護への福祉的支援の取組検討、協力 | 更生保護行政、関係・機関団体との取組の協議 | | 地域での見守り等取組の実施と協力 | | |
| ⑤その他新しい地域課題対応の検討、協力 | 空き家対策、ゴミ屋敷問題などの市関係課との協力、情報提供、地域の空き家活用策の検討と学区・地区社協との協議、支援 | | | | |

19 新たな地域課題への対応

| | | | |
|------|---------------------|--------------|------------------------------|
| 基本目標 | I つながりを大切にし共に支え合うまち | 目標の実現に向けた取組み | 1.地域住民の交流の場づくり |
| | II 安全で安心して暮らせるまち | | 2.自主防災・防犯体制の充実 |
| | III 地域福祉サービスの充実したまち | | 4.地域社会での孤立防止 5.生活困窮者の自立支援 |

- 自殺者の増加、高齢者を標的にした悪質商法・特殊詐欺事件、若年無業者（ニート）の増加、ひきこもり者の問題、地域での空き家やゴミ屋敷問題、犯罪者や非行少年への福祉的支援など地域社会では新たな課題が顕在化しています。
- 市社協では、自殺予防対策として「こころのサポーター養成講座」を学区・地区社協で開催し、生活自立支援センターさかたでは、若年無業者（ニート）やひきこもり者に対する相談及び就労支援などを行っています。
- これらの問題には、市及び関係機関・団体との連携した対応が必要です。場合によっては、地域での理解を得ながら、地域住民と協力して対応する必要があります。市社協では、各問題に対し、支援を実施し、問題解決を図るとともに、地域での啓発活動、関係機関・団体の取組みに協力します。
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進では、地域の生活課題について「複合課題丸ごと」「世帯の丸ごと」「とりあえずの丸ごと」を受け止める場が求められていることから、市社協において総合相談支援体制の構築を含む対応強化を図ります。

市民の声 ～地区懇談会より～

- ◆地域の若者でひきこもり、ニートはいる。
- ◆お年寄りのひきこもりは増えているようだ。話を聞いてくれない。
- ◆訪問しても出てこない。中高年のひきこもりが多くなっている。
- ◆ニートやひきこもりをどこまで把握しなければならないのか、
- ◆個人情報の取り扱いで悩んでしまう。声かけしても家から出てくれるまでが課題。



高齢者を含む「ひきこもり」「ニート」に関する声が多くあり、対応を重視する必要があります。

| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------|--|------------------|------|----------------------------|------|
| ①自殺予防対策事業への協力と連携 | 【継続実施】こころのサポーター養成講座や傾聴講座への協力、見守りネットワーク支援事業の活用検討 | | | | |
| ②悪質商法等の啓発と被害防止活動への協力 | 【継続実施】消費者活動への協力、学区・地区社協合同研修など地域における自主的な啓発、研修活動等の支援 | | | | |
| ③ニート、ひきこもり者に対する支援等の実施 | 【継続実施】相談支援の実施、関係機関・団体との連携強化、ひきこもりサポーター養成講座への協力 | | | | |
| ④更生保護への福祉的支援の取組検討、協力 | 更生保護行政、関係・機関団体との取組の協議 | 地域での見守り等取組の実施と協力 | | | |
| ⑤地域の様々な生活課題への対応の強化 | (中間見直しによる修正項目) | | | 総合相談支援体制の構築の検討、その他対応強化策の実施 | |

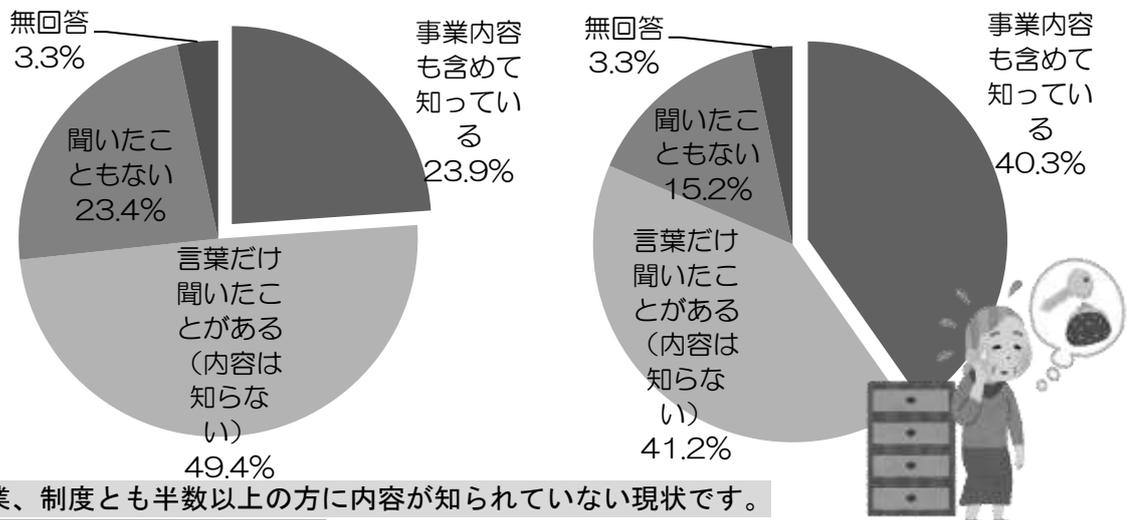
20 福祉サービス利用援助事業・成年後見事業の拡充

| | | | |
|------|-----------------|---------------|-------------------|
| 基本目標 | Ⅱ 安全で安心して暮らせるまち | 目標の実現に向けた取り組み | 5.虐待防止と権利擁護の啓発と普及 |
|------|-----------------|---------------|-------------------|

- 市社協は、認知症高齢者や障がい者の権利擁護を進めるため、福祉サービス利用援助事業や法人による成年後見事業の実施により、判断能力が低下した方の日常生活の金銭管理の支援や契約・法律行為の援助を行っています。
- これらの事業利用者は増加しており、体制の充実が必要です。また、事業を適切に実施するには、関係機関・団体や市民の制度理解と協力が不可欠です。
- 市社協では、更なる事業利用者増に備えて事業の実施体制を充実するとともに、将来の市民後見人の育成も見据えて、制度や事業の周知に努めます。

アンケート結果

問 福祉サービス利用援助事業を知っていますか。 問 成年後見制度を知っていますか。



福祉サービス利用援助事業

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで、判断能力が十分でない方に福祉サービスの申請の手伝いや利用料の支払い、金銭管理の手伝いを行う事業です。

成年後見事業

認知症・知的障がい・精神障がいにより判断能力が十分でない方について、後見人が支援する制度です。後見人は、本人に代わり、契約等の法律行為及び財産管理を行います。

| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------|--|--------|------|-----------------|------|
| ①事業利用者の増加に備えた実施体制の充実 | 【継続実施】支援員の積極的な募集と増員、支援員研修の充実、専門員の研修参加、その他充実策の検討と実施 | | | | |
| ②関係機関・団体への事業・制度説明会の実施 | 事業・制度説明会内容の検討 | 説明会の実施 | | | |
| ③市民後見人育成事業の事前調査と検討 | 後見人育成を行う他市町村調査と関係課、大学等との協議 | | | 市民後見人育成事業の開始の検討 | |

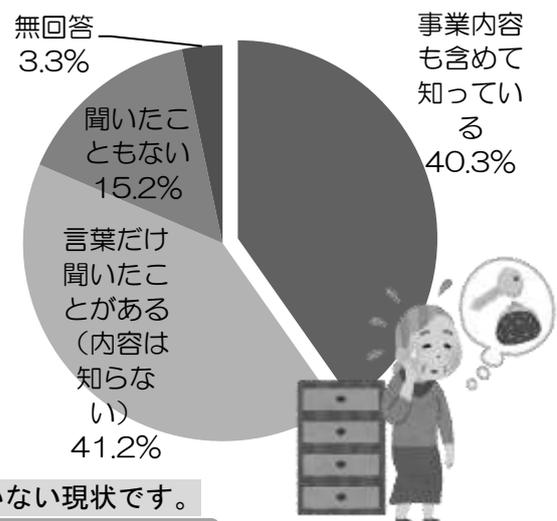
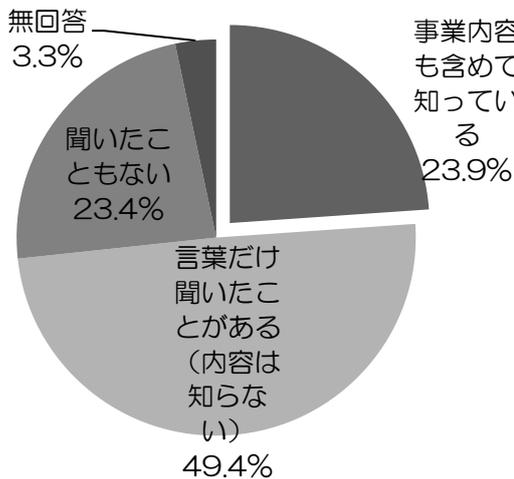
20 福祉サービス利用援助事業・成年後見事業の拡充

| | | | |
|------|-----------------|--------------|-------------------|
| 基本目標 | Ⅱ 安全で安心して暮らせるまち | 目標の実現に向けた取組み | 5.虐待防止と権利擁護の啓発と普及 |
|------|-----------------|--------------|-------------------|

- 市社協は、認知症高齢者や障がい者の権利擁護を進めるため、福祉サービス利用援助事業や法人による成年後見事業の実施により、判断能力が低下した方の日常生活の金銭管理の支援や契約・法律行為の援助を行っています。
- これらの事業利用者は増加しており、体制の充実が必要です。また、事業を適切に実施するには、関係機関・団体や市民の制度理解と協力が不可欠です。
- 市社協では、更なる事業利用者増に備えて事業の実施体制を充実するとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国基本計画で設置が求められている「中核機関」の設置等に向けて、市関係課との協議等を開始します。

アンケート結果

問 福祉サービス利用援助事業を知っていますか。 問 成年後見制度を知っていますか。



両事業、制度とも半数以上の方に内容が知られていない現状です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月)

地域の需要に対応した制度の利用の促進、利用に関する体制の整備等のため、周知、成年後見人等となる人材の確保、体制の充実強化等を図り、基本計画を策定することとした。

中核機関(成年後見センター等)

市民後見人育成を含む専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う制度利用を支援する機関。国基本計画で市町村毎の設置が求められている。

| 実施項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------------------------|---|--------|------|----------------------------|------|
| ① 事業利用者の増加に備えた実施体制の充実 | 【継続実施】 支援員の積極的な募集と増員、支援員研修の充実、専門員の研修参加、その他充実策の検討と実施 | | | | |
| ② 関係機関・団体への事業・制度説明会の実施 | 事業・制度説明会内容の検討 | 説明会の実施 | | | |
| ③ 「中核機関」(成年後見センター等)設置等に向けた働きかけ | (中間見直しによる修正項目) | | | 市関係課との協議、設置への積極的関与・協力、働きかけ | |